

玉村町景観計画(案)の意見を募集します

都市建設課 ☎ 64-7707

町では、「麦秋の郷」を表す農地や水辺の景観、これらと一体となって形づくられる上毛三山などの眺望景観、旧宿場町の風情が感じられる歴史的景観などを守り・活かしながら、暮らしの場として魅力ある景観を創り、育てていくことを目指し、現在、『玉村町景観計画』を作成しています。この計画について、町民の皆さんからのご意見を募集します。

※現在は、玉村町は群馬県景観条例の規制を受けていますが、玉村町景観計画を策定し、町の景観条例を制定した後は、町の規制を受けることとなります。

玉村町景観計画の考え方

町全体を3つのゾーンに分け、ゾーンごとに、建物や工作物などの建築または外観の様式替えなどをする場合に届出が必要となる規模や守っていただくルール（位置や色彩など）を決めます。

例として、建物を建築する場合に届出が必要となる規模と守っていただくルールを以下に示します。

| ゾーン名 | 概ねの地域 | 届出が必要となる規模 | 守っていただくルール |
|------------------|--------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| 田園居住ゾーン | 市街化調整区域 | 高さ15m超又は 建築面積500㎡超 | 建物の位置、規模、 屋根や壁の色、意匠など |
| 市街地ゾーン | 市街化区域 (玉村宿重点景観形成 ゾーンを除く) | 高さ15m超又は 建築面積1,000㎡超 (現基準と同じ) | |
| 玉村宿重点景観 形成ゾーン | 玉村八幡宮、 旧日光例幣使道周辺 | 建築面積10㎡超 | 建物の位置、規模、階数、 屋根や壁の色、意匠など |

募集期間および閲覧期間 2月15日(木)～3月6日(火) (土・日曜日、祝日を除く)

閲覧場所 都市建設課(役場2階②番窓口) ※町ホームページでも閲覧できます。

意見書の提出 3月6日(火)までに所定の用紙に記入し、都市建設課都市計画係へ直接お持ちいただくか、郵送、ファックス、電子メールで送付してください。なお、郵送の場合は3月6日(火)必着、ファックスおよび電子メールの場合は同日午後5時15分までに到着のものまでの受け付けとなります。

予備自衛官補を募集しています

自衛隊群馬地方協力本部 前橋募集案内所 ☎ 027-233-8960

予備自衛官補とは、一般の社会人や学生といった自衛官未経験者を「予備自衛官補」として採用し、教育訓練終了後、有事の際、自衛官として社会に貢献する「予備自衛官」として任用する制度です。

| 募集種目 | 資格(7月1日時点の満年齢) | 受付期間 | 試験日 | 試験会場 |
|--------|------------------------------------|---------------|--|-------|
| 予備自衛官補 | 一般 18歳以上34歳未満 | 4月6日(金) まで | 4月14日(土)～ 18日(水) (いずれか1日を 指定されます) | 県内駐屯地 |
| | 技能 18歳以上で保有技能に応じ 53歳～55歳未満の者 | | | |